

**令和6年度
離島航路船員確保・育成支援事業補助金
応募要領**

令和6年6月
沖縄県企画部交通政策課

令和6年度離島航路船員確保・育成支援事業補助金 応募要領

1 事業の目的

沖縄県内の離島航路事業者においては、50代以上の船員が3割を超えるなど高齢化が進行する中、船舶業界に対する(1)若年層の認知度の低さや(2)土日を含むシフト制等の労働環境(3)船内通信環境の未整備等から若手の需要喚起に至らず、船員法で定める法定船員の計画的な採用（確保）ができない状況にある。

このため県では、離島航路事業者等の計画的な船員の確保及び質の向上を支援することで、離島住民等のライフライン（人流・物流）である離島航路の安定的・継続的な運航を確保・維持することを目的とする。

2 補助対象者

本補助金の補助対象者は、以下の（１）～（５）に該当する者としてします。

- （１） 離島航路整備法第2条に該当し、沖縄県内に本社を有する離島航路事業者又は本島離島間における貨物船若しくは油送船で内航海運業を営む事業者
- （２） 離島航路整備法第2条に該当し、沖縄県内に本社を有する離島航路事業者に属し、当該事業に従事する者又は本島離島間における貨物船若しくは油送船で内航海運業を営む事業者に従事する者
- （３） 離島航路整備法第2条に該当し、沖縄県内に本社を有する離島航路事業者に属し、当該事業に従事を予定している者又は本島離島間における貨物船若しくは油送船で内航海運業を営む事業者に従事を予定している者
- （４） 沖縄県内の水産高等学校（専攻科含む）に生徒として在籍している者
- （５） その他沖縄県知事が必要と認める者

3 補助対象経費

本補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」）は、以下の①、②の支援に該当する経費とします。

①船員の研修等支援（講師の招聘も含む）

補助対象者が船員の研修派遣や研修講師を招聘した際に要する経費

●受講費、交通費、宿泊費、講師謝金

(例)

- ・ 県外のエンジンメーカーに船員を研修のために派遣する際の経費
- ・ 県内で研修を実施するため、講師等を県内に招集する際に要する経費 等
- ・ 事務方を対象とした、船員の雇用条件の改善等を目的とした講習実施に係る経費（講師謝金等）

②海技免許取得等推進支援

補助対象者が、海技士国家資格の受験、海技免許を取得する際に受講する講習及び船員として必要となる各種免許講習等を受講する際に要する経費

●受講費、交通費、宿泊費、教材費、受験料

(例)

県外等で実施される海技士取得関係講習、海技免許講習、STCW 条約基本訓練、ECDIS シミュレータ訓練等の受講に要する経費

宮古総合実業高等学校の生徒が本島内で海技免許資格試験を受験する際に要する経費 等

※①又は②の補助対象経費に該当するか等については、問い合わせ先（6(2)②）に相談等をお願いします。

※既に他の制度による補助を受けている経費については対象外となりますのでご注意ください。

4 補助率

「3 補助対象経費」のうち、

- ①については、補助対象経費の1/2以内となります。
- ②については、補助対象経費の3/4以内となります。

5 補助対象事業実施

補助対象事業実施期間

令和6年4月1日～令和7年2月28日（金）

6 応募手続きの概要等

(1) 応募期限

令和7年1月31日(金)まで

(2) 提出先・お問い合わせ先

①事前確認提出先

NPO 法人 キャリエイト

電話番号：070-5815-4929、FAX：098-993-7833

メールアドレス：inquiry@cariate.com

②原本提出先・お問い合わせ先

沖縄県企画部交通政策課交通企画班 石川

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

電話番号：098-866-2045、FAX:098-866-2448

メールアドレス：aa015500@pref.okinawa.lg.jp

(3) 提出方法

申請書一式を事前に確認いたしますので、「沖縄県交通政策課」へ原本を提出する前に、上記「NPO 法人 キャリエイト」へ FAX 又はメールにて提出をお願いいたします。尚、メールで送付する際は、データ(PDF、word、excel 等)での提出をお願いいたします。

事前確認が完了しましたら、「NPO 法人 キャリエイト」よりご連絡いたしますので、その後、沖縄県交通政策課へ原本を提出してください。

(4) 提出書類

補助金交付要綱の申請様式一式を提出ください。

- ・ 交付申請書
- ・ 事業計画書
- ・ 経費内訳書
- ・ 宣誓・同意書
- ・ 振込用通帳のコピー

(5) その他

- ・ 申請にあたっては、事前に補助金交付要綱の内容を必ずご確認ください。

- ・応募に係る費用については、申請者の負担といたします。
- ・本補助金の交付は、予算の範囲内といたします。そのため、予算が無くなった場合は、応募期限を待たずに終了する場合があります。

7 交付決定

補助金の交付予定額等については、補助金交付申請書の内容を精査の上、交付決定通知書により正式に決定、通知します。交付決定通知書により通知する補助金交付決定額は、応募時の補助金交付申請額より減額となる場合がありますので、ご注意ください。

- ・交付決定通知日以降から補助対象事業開始となります。
- ・補助金交付申請書の作成に当たっては、消費税及び地方消費税額等仕入控除税額※を減額して記載するものとします。
- ・なお、補助金交付決定額は、補助限度額を明示するものであり補助金支払額を約束するものではありません。また、使用経費が当初の予定を超えた場合にあっては、当初決定し通知した補助金交付決定額を増額することはできません。

※ 消費税等仕入控除税額とは

補助対象者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、本事業に係る課税仕入に伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することになるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、課税仕入の際の消費税及び地方消費税相当額について、原則としてあらかじめ補助対象経費から減額しておくこととします。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。

8 補助金の交付

補助対象者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は当年度の3月20日のいずれか早い日までに実績報告書を沖縄県知事に提出しなければなりません。

実績報告書を提出していただき、県の審査（実施した事業内容や経費内容の確認）により交付すべき補助金の額を確定した後、精算払いとなります。

9 交付決定の取り消し等

申請にあたっては、認識誤り等が無いよう事前に補助金要綱の内容を必ず確認ください。

申請内容の虚偽、補助金の重複受給等が判明した場合は、交付決定後であっても交付決定を取り消し、補助金の返還請求、罰則の適用が行われることがあります。

10 その他

- (1) 補助対象者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (2) 補助対象者は、沖縄県知事が補助事業の進捗状況の報告を求めた場合、速やかに報告しなければなりません。
- (3) 取得した個人情報については、本事業の利用目的以外に利用することはありません。
- (4) その他、事業の実施に関しては、補助金交付要綱に基づきます。